



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税理士の善管注意義務違反／調査拒否と仕入税額控除の否認

～損害賠償金3億2000万円を認容～

調査において帳簿等を提示しなかったため、仕入税額控除を否認された事例は多くありますが、今回は、税理士が調査を拒否し、更正処分を受けた納税者が税理士に損害賠償請求をした事例を紹介します。  
(令和3年12月24日千葉地裁・認容・TAINSコード：Z999-0179)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

遊技場を経営する会社である原告が、国税局の職員による法人税等の調査において帳簿及び請求書等(帳簿等)を提示しなかったため、A税務署長から、帳簿等を保存しない場合に当たることを理由として消費税法30条1項の規定による仕入税額控除を否認する消費税等の各更正等を受けたことについて、原告から税務代理を受任し調査に対応していた被告に善管注意義務違反、指導助言義務違反及び忠実義務違反があったと主張して、不法行為の規定による損害賠償又は税務代理委任契約上の債務不履行による損害賠償として、各更正等による増額等に係る消費税及び過少申告加算税に相当する38億2539万3900円の一部である3億円と弁護士費用2000万円との合計3億2000万円の支払を求める事案です。

### <裁判所の判断>

- 1 他人から税務代理を受任した税理士は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、当該委任に係る税務代理に関する事務を処理する義務を負う(民法644条)ところ、被告は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において(税理士法1条)でありつつも、全ての国税に関わる原告の正当な利益を実現し又は保持するため、善良な管理者の注意をもって、当該委任に係る税務代理に関する事務を処理する義務を負っていたというべきである。
- 2 ところが、被告は、原告の税務代理人として、調査に対する対応を行うに当たり、担当者から、連絡票の送付を受け、帳簿書類を提示し税務調査に応ずることを求められ、その求めに応じなければ、青色申告の承認の取消処分を受け、消費税の仕入税額控除を否認されるおそれがある状況となり、後にはそのような重大な不利益処分がされる可能性があることが明示されたにもかかわらず、原告の代表取締役X2らとともに、原告の本店所在地を異動することを決定する、F国税局に対してA税務署の調査であれば税務調査に応ずる旨の文書を提出することを決定するなどの弥縫策をとったのみで、調査が原告に対する事前通知を行うことなく開始されたことの違法を主張して調査に応ずることを拒否するというそれまでの方針を維持することの可否について、課税当局の対応見込みを踏まえて原告(X2)と真摯に検討することがないまま、最後まで、調査が原告に対する事前通知を行うことなく開始されたことの違法を主張して調査に応ずることを拒否するという自らが立てた方針に拘泥し、その方針に基づいた対応をとったのである。
- 3 被告は、他人から税務代理を受任した税理士が負う義務に違反し、原告は、そのことによって、帳簿書類を提示し税務調査に応ずる機会を失い、各更正等を受けるに至ったと認めることができるから、被告に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 4 被告の義務違反行為によって原告に生じた損害は、各更正等を受けたことによって新たに納付すべき税額に相当する38億2090万6206円(損益相殺後の金額)と弁護士費用2000万円との合計38億4090万6206円である。よって、原告の請求を認容することとする。

……………(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判35頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。